

各種証明書の発行について

1 証明事務手数料の徴収について

福島県証明事務手数料条例の施行に伴い、平成23年7月1日より本校を卒業や退学した方に証明書を交付する際に、証明事務手数料を納付していただくこととなりました。なお、在學生に発行する証明書については、従来どおり無料で交付いたします。

2 手数料を徴収する証明書

卒業証明書、修了証明書、成績証明書、調査書など

3 手数料の額・納付方法

1通につき300円です。福島県収入証紙により納付していただきます。

4 申請方法

学校閉庁日を除く毎日8時30分から16時まで本校舎事務室で受け付けております。原則として、ご本人が来校して申請することとなりますが、遠隔地にお住まいであるなどやむを得ない場合は、代理人による申請や郵便による申請を受け付けます。

なお、電話やメールでの申請の受付は行っておりませんのでご了承ください。

申請時にご用意いただく書類は以下のとおりです。証明書の発行には通常7日程度かかりますので、余裕を持って申請してください。

(1) 本人が窓口で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・本人であることが確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
- ・手数料分の福島県収入証紙（1通につき300円）

(2) 代理人が窓口で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・代理人本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
- ・委任状（本人の直筆）
- ・手数料分の福島県収入証紙（1通につき300円）

(3) 郵便で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・本人であることが確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
- ・手数料分の福島県収入証紙（1通につき300円）
- ・返信用封筒（封筒に申請者の住所を記入し、郵便切手を貼付すること）

※1 手数料分の福島県収入証紙は、下記6の福島県収入証紙売りさばき所で購入してください。本校では福島県収入証紙を販売しておりませんので、必ず申請前にご用意してください。

※2 卒業証明書の場合、返信用封筒は長形3号で可。卒業証明書以外の証明書は角形2号程度の封筒とし、返信用封筒（規格内）に貼付する郵便切手の額は、次の表を参考としてください。

郵便料金の目安（令和6年10月1日以降）

証明書の種類	返信用封筒の大きさ	証明書の通数及び郵便料金		左記以外の通数の場合や、数種類の証明書を申請する際は、お問い合わせください。
・卒業証明書 ・修了証明書	長形3号	1～10通		
		110円		
・成績証明書（本人開封無効） ・調査書（本人開封無効） ・単位取得証明書（本人開封無効）	角形2号	1～2通	3～6通	
		140円	180円	
速達や簡易書留をご希望の場合は、上記の料金に以下の金額を加算してください。 ・速達：300円 ・簡易書留：350円				

5 手数料の免除

一定の要件に該当する方は免除申請により手数料が免除されます。証明書交付申請の際に証明事務手数料免除申請書を併せて提出してください。

手数料が免除となる要件	免除申請書に添付する書類
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書の写し

6 福島県収入証紙の売りさばき所

福島県出納局のホームページでお近くの売りさばき所を確認してください。

（ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabakijyo.html> ）

なお、県外にお住まいの方や、売りさばき所での購入が困難な方は、郵送による購入が可能です。

購入する福島県収入証紙分の現金と、郵便切手を貼付した返信用封筒、メモ（購入する証紙の額、氏名、連絡先を明記したもの）を同封し、現金書留にて下記の売りさばき所に申し込んでください。

売りさばき所名	福島県庁消費組合
住 所	〒960-8065 福島県福島市杉妻町2-16
電 話 番 号	024-522-0565

7 証明書の発行可能期間

主な証明書の発行可能期間は下記のとおりです。

証明書の種類	発行可能期間	備考
卒業証明書	期限なし	
成績証明書	卒業後5年以内	
調査書		
単位取得証明書	卒業後20年以内	
成績証明書及び調査書が発行できない理由書	卒業後5年を経過	卒業後5年を経過し、成績証明書及び調査書を発行できない場合、証明書を発行できない旨の証明書を発行することが可能です。

8 お問い合わせ先

福島県立小名浜海星高等学校 本校舎事務室

[対応時間：学校閉庁日を除く8時30分から16時まで]

住所：〒970-0316

福島県いわき市小名浜下神白字武城23

電話：0246-53-3465